

「日光市赤ちゃんの駅登録事業」登録の概要

1. 事業の目的

市内のおむつ替え及び授乳、搾乳ができる施設を日光市赤ちゃんの駅として登録するとともに、乳幼児及びその保護者が気軽に利用できる場所として広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、もって社会全体で子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

2. 該当施設

公共施設及び市内に存する民間施設

3. 利用対象者

原則として、おむつ替え又は授乳、搾乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

4. 登録施設の条件（提供設備）

「赤ちゃんの駅」では、次のいずれかの設備を提供する。

（1）おむつ替えのための設備

- ①ベビーベッドやベビーシート等、おむつ替えができる設備がある。
- ②使用するスペースが清潔である。
- ③一定のプライバシーの確保が図れるよう、四方が壁で仕切られた部屋若しくはカーテンやパーテーションで仕切られた（仕切れる）スペースである。

（2）授乳、搾乳のための設備（可能な場合は併せて調乳のための設備）

- ①ソファや椅子など、母親がリラックスした状態で授乳、搾乳を行うための設備がある。
- ②使用するスペースが清潔である。
- ③一定のプライバシーの確保が図れるよう、四方が壁で仕切られた部屋若しくはカーテンやパーテーションで仕切られた（仕切れる）スペースである。

（3）トイレ内におけるベビーキープ等の設備。

- ①保護者のトイレなどの間、乳幼児の安全を確保するための設備がある。
- ②使用するスペースが清潔である。

5. 登録施設の条件（その他）

（1）公序良俗に反する施設ではないこと

- ①遊戯飲食させる店舗や風俗店など、青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。
- ②暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。

（2）赤ちゃんの駅の利用料は、無料とすること

- ①商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。

（3）施設の維持管理及び衛生管理並びに利用者の安全確保に十分な注意と配慮を行うこと

6. 事業実施日及び時間

- (1) 事業の実施日や時間は、登録施設が登録時に決定する
- (2) 登録施設の管理者の判断で、臨時的に事業を実施しないことができる

7. 登録施設の表示

- (1) 登録施設の管理者は、市が交付する表示物を施設の出入口等、利用者の目につきやすい場所に掲示する
 - ①表示物はフラッグ、ステッカー（A4・A5サイズ）を予定
 - ※施設の状況に合わせ、表示物を選択
- (2) 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる

8. 募集・公表等

- (1) 関係機関への周知チラシ配布、市HPでの募集も実施する
- (2) 登録施設一覧へ名称・所在地等を掲載し、関係機関への配布や市HPで公表する